

## (1)-5 2008 以降台湾における知的財産権法律実務に関する相互協力協定の締結について

01	知的財産取引国際化促進 工業局は日、韓民間会社と協力覚書を締結 (2008.09)
02	スペイン特許商標庁と協力覚書に調印、イギリスやベルギーとも交渉中 (2008.09)
03	10月9日に豪州と「工業財産に関する両国間協力覚書」を締結 (2008.10)
04	「台中特許シンポジウム」が台湾で開催 人員・情報の交流を優先に 優先権の相互承認、台湾弁理士の中国進出は先送り (2008.11)
05	「台中商標シンポジウム」 中国で開催 著名商標の不正登録や「中華」、「台湾」を含む商標登録認可等が重点 (2008.11)
06	台英経済貿易交渉会議、イギリス側 著名商標保護に関心示す (2009.01)
07	産業界の世界市場進出に向け国際交流強化へ 知的財産局 (2009.01)
08	仲裁条項標準化めぐり 台、中仲裁機関が交渉 ビジネス紛争の早期解決目指す (2009.02)
09	EUへの新植物品種出願手続簡素化で合意 農業委員会と欧州植物品種庁 (2009.03)
10	知的財産権協力協議 中国との会談議題に、経済部が要請 (2009.04)
11	米貿易障害報告書、台湾における知的財産権保護の進展を評価 (2009.04) 1月にスペシャル301条項監視対象から指定解除
12	ドミニカ共和国最高裁と協力覚書、司法院 (2009.06)

### 01 知的財産取引国際化促進 工業局は日、韓民間会社と協力覚書を締結 (2008.09)

知的財産取引の国際化を促進するため、経済部工業局、工業研究院技術移転センターは25日、日本のIPトレーディング・ジャパン株式会社 (IPTJ)、韓国ウェルチャ技術 (Wellture Tech) 社と協力に関する覚書を締結し、国際技術サービス機構との事業提携を強化している。

IPTJはアルプス電気株式会社が100%出資で2002年に設立した会社で、知的財産の買い取り及び販売に関する事業、知的財産を核とした事業化受託・インキュベーション事業、知的財産の評価・棚卸しに関する事業、知的財産を核とした資金調達支援事業、人材教育・人材紹介事業を携える。韓国技術サービス業界リーダーのウェルチャは2005年に設立し、技術事業化、技術取引、特許調査及び情報分析、海外進出支援事業、マーケティング調査、知的財産コンサルティングに関する様々なサービスを提供している。

工業局は研究開発成果の流通を促し、企業が知的財産を活かして価値の極大化を実現するため、「知的財産流通運用計画」を推進している。そのけん引役をつとめるのが台湾技術取引統合サービスセンター (TWTM)。同センターの協力の下、企業が技術取引を通じて特許技術を取得し、知的財産サービス業も活発な発展を図っている。6年にわたるの努力の結果、同センターで蓄積した技術取引データは2万5000件にのぼり、技術取引を1000件にまで増大させ、10億元以上の取引高を記録している。(2008.09)

### 02 スペイン特許商標庁と協力覚書に調印、イギリスやベルギーとも交渉中 (2008.09)

知的財産局長の王美花女史のヨーロッパ諸国歴訪の成果として、このほどスペイン特許商標庁と「知的財産権に関する交流促進」の覚書を取り交わした。イギリスとは早ければ10月にも覚書締結、ベルギーとも交渉を進めている。

台湾とスペインが締結した覚書は三年を期間とし、双方の事前同意で期間延長が可能。王局長によれば、他国との覚書締結を通じて、両国の人員、技術、情報及び経験の交流・協力を促進し、知的財産権の質の向上につなげていくという。今までフランス、オーストラリア、フィリピンと知的財産権に関する協力覚書を締結している。

スペインとの覚書の内容として、両国の知的財産当局は知的財産保護に関連する情報、技術及び経験について交流を進めるほか、専門家の定期訪問、そして二年おきに二国間交流会議を開き、協力目標の達成状況及び今後の行動計画について評価を行う、などを掲げる。また考査委員会を設置して協力計画の実施状況を随時検討する。(2008.09)

### 03 10月9日に豪州と「工業財産に関する両国間協力覚書」を締結 (2008.10)

9月3日、台湾知的財産局長の王美花局長が訪欧の際にスペイン特許商標庁と知的財産に関する協力覚書を取り交わしたのに続いて、10月9日、台湾のオーストラリア駐在代表とオーストラリアの台湾駐在代表は、台北にて開催する第13回台湾・豪州経済貿易交渉会議の場を借りて、「工業財産に関する両国間協力覚書 (MOU、Memorandum Of Understanding)」に調印した。

今回の覚書締結は2004年4月23日にオーストラリア商工事務所と締結した覚書の枠組みの中、さらに細かい協力項目に関する話し合いがまとまった形で行われたものであり、両国間協力を通じて一定の成果と利益を得られることが予想される。協力覚書の主な内容は次のとおりである。

1. 技術者訓練：台湾の上級商標審査官二名をオーストラリアが行う二週間の訓練コースに参加させる。

- 台湾側もオーストラリア知的財産当局に二名の意匠審査官が台湾での訓練に参加する機会を提供する。
2. データ交換：電子方式を通してデータと経験の交流を行い、特に電子出願システムに焦点をあてる。
  3. 協定相手国が開く研究会議等への参加。
  4. 情報及び出版物の交換：年報、公衆への宣伝普及資料、知的財産関連法規、知的財産主務官庁における行政と管理の関連議題、権利者（双方国民）が相手国で遭遇する問題や、（国際会議に出席する際）知的財産の発展及び互恵事項等に関する意見交換。

#### 04 「台中特許シンポジウム」が台湾で開催 人員・情報の交流を優先に 優先権の相互承認、台湾弁理士の中国進出は先送り (2008.11)

知的財産局が主催の「2008年台中特許シンポジウム」は18日から二日間の日程で開催された。中国は台湾と同様に件数の増加、審査の質と量をどう両立させるかなどの問題に直面しているため、人材の確保、訓練、審査品質管理、審査迅速化等においてバランスのとれた対策をどう打ち出すか？焦点となっている。また双方も特許代理人に関する制度の变革に向けて歩み出したところであるため、職業訓練、公会組織の結成及び国家試験について経験交換を行うことにしている。

知的財産局長の王美花女史によると、今年はもちろん、来年も台湾と中国の交流・協力関係を強化すべき重要な一年であるため、特許審査結果の相互承認、特許・商標に関する優先権の相互承認、台湾住民が中国で特許代理人の資格検定を受けることや職業活動ができるようにするなど議題に取り上げ、またシンポジウムの場を借りて、模倣品対策も協議したいとしている。

中国訪問団を率いる国家知識産権局の李玉光副局長は、台湾と中国は特許協力関係を実務的に推進すべきであると強調。李副局長は台湾との特許協力について次の五項目の短期措置を示している。一、公式・非公式を問わず、行政閣僚レベルで緊密に連携をとり、兩岸における知的財産権の推進に努める。二、中間組織を通じて信頼関係を築く。三、特許審査の質・量管理又は特許実施などの技術面で交流・協力を進め、特許審査官の水準を向上させる。四、特許審査人員の訓練を行う。中国の審査官は二年間の訓練を受けなければならないが、台湾の知的財産局で訓練を受けさせ、或いは代表団を派遣して台湾と情報交換や交流を行うこともできる。五、公衆への特許情報サービス提供で協力し合い、台湾と中国の国民の知的財産権に対する認識と保護意識を高めていく。(2008.11)

#### 05 「台中商標シンポジウム」 中国で開催 著名商標の不正登録や「中華」、「台湾」を含む商標登録認可等が重点 (2008.11)

中国で開催された台中商標シンポジウムで、台湾知的財産局の王局長は、「中華電信」、「台湾タバコ・酒」など歴史の長い会社の社名の中国での商標登録を認めるよう、中国側に働きかけ、また台湾特産の産地名が不正に商標登録された問題についても積極的に対処することを要請している。

毎年定期に開催する台中商標シンポジウムは、民間団体を通して会議を開き、今年台湾からは海峡兩岸商務協調会が代表し、中国側は中華商標協会が代表する。今年のシンポジウムのテーマは主に、「商標法改正の今後の方向性」、「非伝統的な商標審査実務」、「会社名称と商標の衝突に関する実務処理」、「商標の不正登録防止の体制と方法」などをあげる。

近年、台湾と中国で最も関心の高い不正登録問題について、知的財産局は、台、中間の経済貿易・旅行客の交流が活発になりつつあるなかで、中国の著名商標が台湾で不正に登録された問題に知的財産局はこのような風潮を助長させないため積極的に対応し、有効に解決している。したがって、台湾の著名商標についても同様の保護水準を中国側に求めている。

知的財産局が特に言及したのは、公益福祉事業で世界に名を馳せる「慈濟」が中国で商標登録された問題である。世界各地被災者を経済的、精神的な面で生活を支援する台湾「慈濟」の公益団体としてのイメージダウンにつながりかねないとして、是非その不正登録を取り消してもらいたいと、中国側の協力を強く求めている。中国側は、前向きに検討したいとする一方、「阿里山」、「日月潭」、「池上米」、「古坑珈琲」など今までに中国で不正に商標登録された台湾特産の産地名も次々に取り消したと台湾側の要請に応える努力をしている姿勢をアピールしている。

このほか、「中国」、「中華」、「台湾」といった文字を含む標章の商標登録が一切認められない問題について、中国側は商標法規や実務審査のうえで困難があると難色を示す。さらに優先権の相互承認について、対等な主権国家同士の関係を築くのが前提で、今のレベルによる短時間の交渉で決定できることではないため、今後の努力目標とすることで知的財産局と中国工商行政管理総局は合意し、事実上先送りにされることになった。(2008.11)

#### 06 台英経済貿易交渉会議、イギリス側 著名商標保護に関心示す (2009.01)

第14回台英経済貿易交渉会議は1月15日に台北にて開かれた。同会議は両国が経済貿易事務における重要なコミュニケーションのプラットフォームであり、今回イギリス側は次長レベルの閣僚が訪問団を率いて

会議に臨んだ。

今回の会議は台、英政府間の経済貿易の交流と協力強化に焦点をあてている。詳しくは経済貿易について、イギリス側は台湾のイギリス企業の知的財産権に対する保護、国民健康保険処方箋医薬品価格設定・給付制度及び政府調達の基本指針の実施と実務の一致性等に関心を示している。これに対し、台湾側は台湾と欧州連合との自由貿易協定（FTA）締結へのイギリス当局の支持を求めている。

協力強化については、台湾側は、風力発電機制御装置システムに関する技術連携、紡績技術研究開発の交流プラットフォーム構築及び伝統医薬を含めてサイエンス技術の研究開発と連携の議題を切り出し、イギリス側と意見を交わした。このほか、イギリス側はバーバリー等イギリスの著名商標が侵害されたときの台湾側のエンフォースメントを訊ねた。

台湾が WTO 枠組下の政府調達協定に加入したばかりなので、經濟部もこの会議を機に「愛台 12 建設（台湾を愛する 12 大公共建設）」への参加或いは投資をイギリス側に促した。イギリス側は特に建設工事コンサルタント、都市更新、環境保護に関連する項目に興味を表している。

イギリスは台湾の欧州における第三の貿易パートナーで、世界トップ水準にある製薬、バイオ化学、エネルギー等の先端技術を導入する際に最優先に考える対象国の一つである。（2009.01）

#### 07 産業界の世界市場進出に向け国際交流強化へ 知的財産局 (2009.01)

知的財産局は 2008 年にスペイン特許商標庁、オーストラリア知的財産局と両国知的財産権協力覚書（IPR / MOU）の締結交渉を終えたのに続いて、今年にはイギリス知的財産庁との覚書締結に力を入れている。両国間の覚書締結を通じて、知的財産局は各主要国の知的財産庁と審査人員の訓練、情報・データ及び出版物交流、知的財産権関連議題の協力、模倣品・海賊版への共同取締り、インターネット上の知財権侵害等において協力強化、情報交換を進めることができるほか、この交流プラットフォームを通して、特許をはじめ台湾企業の外国における知的財産権出願問題の解決を目指す。

これまでに知的財産局は既にフランス、フィリッピン及び中南米友好国と知的財産権協力協定又は覚書を締結している。台湾とフランスの IPR / MOU は 2004 年に締結して以来、恒例の年度局長会議及び情報交換を除き、フランス工業所有権庁は商標権・著作権及び税関関係者や専門家を台湾へ派遣してレッスンを、また商標審査及び取締りに関する経験の交流も欠かさず行っている。最近の局長会議は 2008 年 9 月に台湾知的財産局の王局長がフランスを訪問した際に開催された。

台湾とフィリッピン間の IPR / MOU は 2007 年に締結しており、わが国の知財実務をより一層理解してもらい、今後の協力計画を有利に進められるために、知的財産局は 2008 年 9 月にフィリッピン知的財産庁の官僚二名を台湾へ招いて、業務交流の座談会を開いた。

今年、知的財産局はさらにカナダ、メキシコ、インドと知的財産権協力覚書締結の可能性について交渉を進め、またアセアン特許商標庁の設立に備えて、シンガポール、ベトナム、インドネシア、マレーシア、タイなどアセアン諸国との知的財産権協力覚書締結にも積極的に取り組んでいる。（2009.01）

#### 08 仲裁条項標準化めぐり 台、中仲裁機関が交渉 ビジネス紛争の早期解決目指す(2009.02)

台湾「中華民国仲裁協会」と「中国国際経済貿易仲裁委員会」は仲裁条項の標準化に向けた交渉を進めている。中国現地でビジネス紛争が起きたときに、中国市場に進出している台湾企業が台湾で仲裁することを選んでもいいし、台湾における中国系企業も同様に台湾と中国のいずれかを選んで仲裁によって紛争を解決することができるようにしたい。仲裁条項の標準化は台湾と中国の企業が商取引で紛争が生じたときの便利な解決の道となればという。

「中華民国（台湾）仲裁協会」の王事務長によれば、中国の裁判所は台湾における仲裁判断を認め、執行に協力している。将来的に台湾政府が中国資本を受け入れるのであれば、中国系企業が台湾でビジネス紛争が生じたときに、台湾若しくは中国のどちらかで仲裁をしてもよいことを認めるべきである。

王事務長はさらに、台湾仲裁協会は初歩的に中国仲裁委員会と双方で適用され得る仲裁案で合意に達しているが、確実に実行するには台湾側が中国仲裁委員の受け入れ、さらには台湾での長期駐在を認めなければ、と話している。

現在のところ、中国各地で 37 の仲裁機関は台湾国籍の仲裁人を受け入れている。ここ数年、台湾仲裁協会も中国仲裁人が台湾で仲裁できるように働きかけているが、いまだに良い方向に向かった結論が出ない。

国際商取引における紛争解決には、仲裁によって解決される場合が多い。中国仲裁法により、婚姻、認知、監護、相続等以外の民事・商事紛争は仲裁によって解決することが認められている。仲裁判断は民事二審判決と同様の効力を持ち、当事者がその判断に不服があれば、さらに裁判所に取消しを求めることが可能である。

これまでに台湾企業は中国でビジネス紛争にあったときに、仲裁によって解決したケースが少なくない。仲裁制度は当事者の意見を尊重し、仲裁地及び適用法規を事前に（当事者が）約束しなければならない。実務上、中国の裁判所はすでに台湾の仲裁判断を受け入れているが、台湾サイトはまだ中国仲裁人による仲裁判断を認めていない。互いに仲裁判断を認め合う日はそう遠くはないと言えるには、まだ時間がかかりそうだ。

台湾と中国における仲裁判断の効力が相互に承認される段階に入っていると思われていた時期もあるが、去

年台湾の最高裁判所はある事件で中国の仲裁判断を覆す見解を示し、下級裁判所に差し戻したことから、台湾の裁判所は一概に中国の仲裁判断を認めるとも言い切れない。(2009.02)

#### 09 EU への新植物品種出願手続簡素化で合意 農業委員会と欧州植物品種庁(2009.03)

欧州植物品種庁 (CPVO) パート・キューイト総裁は先日、台湾を訪問した際、行政院農業委員会 (農林水産省に相当) と胡蝶蘭品種特性検定試験報告や品種権保護協力範囲の拡大について協議した。双方は検定試験の重複回避及び品種権出願に要する時間の短縮と費用の軽減について合意を達成し、台湾胡蝶蘭がより早く EU で保護を受けられるようになり、育成者権の早期付与によりわが国らん産業の国際競争力の向上に寄与する。

世界各国における植物品種権に対する保護は属地主義を取っているのに鑑み、EU 等わが国胡蝶蘭の種苗の輸出国における品種権出願が格別重要である。2007 年 3 月からわが国植物の品種の育成者は効力が 27 の加盟国に及ぶ EU で植物品種権を出願することができ、台湾と EU のらん農家が品種権の行使により、生産と販売のアライアンスを組み、両国間貿易を活発化させている。わが国は過去 2 年間 EU で 50 の胡蝶蘭の新品種を出願しており、出願数は EU 以外の国のなかで一位。そしてわが国 2008 年の胡蝶蘭の EU への輸出高は新台幣 3 億元を超え、2005 年の 3 倍にあたる。

EU などで植物品種権を出願することが潜在的利益が相当なものになると見込まれているが、台湾の胡蝶蘭の育成者の多くは国外への品種権の出願をしようとししない。出願に必要な時間は 2 年以上かかり、さらに出願費用は 10 万元に達することが海外への出願意欲の低下の要因とみられる。ビジネス周期が比較的短い胡蝶蘭品種について早期に保護を受けられ、かつ出願コストが軽減できる新しい植物品種権保護制度を構築するように、農業委員会は積極的に欧州植物品種庁と交渉を進めている。品種特性検定報告書の相互採用により、台湾と EU で同時に品種権を出願する胡蝶蘭農家は 1 年以上の審査期間の短縮及び一品種につき 25,000 元の出願費用の軽減ができ、世界でもトップレベルの台湾と EU の協力関係が強化されることによって、新品種の国際的な利用がいつそう進むものと期待される。(2009.03)

#### 10 知的財産権協力協議 中国との会談議題に、經濟部が要請 (2009.04)

經濟部は知的財産権協力協議を第四回の中台会談 (通称、江陳会談) の議題として取り上げよう要請している。知的財産局の王美花局長は、過去に台湾特産品の産地名が中国で不正に商標登録されたり中国の不法業者が台湾の特産品を模倣したりするなど中国市場に進出する台湾企業に損害を与えているとして、中国との会談に知的財産権協力協定を締結し、模倣品・海賊版の撲滅や商標の横取りに共同で取り組んでいくことを望んでいると話している。

このほか、知的財産局も中国側に、特許審査結果の相互承認、特許と商標の優先権の相互承認、台湾住民が中国で特許代理人の資格を取得し、業務を執行することができるように交渉したいとの考えを示している。王局長は、次のように強調する。「台湾と中国間の知的財産権協力の内容が協力協定の締結に向けて進むようにと、また具体的には交渉は半年に一回のペースで行うようにしたい」

行政院はこれについて次の考えを示している。

1. 台湾企業の商標が不正に登録されるのを防ぐため、台湾と中国は 2007 年に「兩岸商標フォーラム」を開催した際に、既に商標の横取りを防ぐために、商標交流の窓口を設置し、互いに商標情報を提供しあうことで合意している。また台湾企業の知的財産権を保護するため、2008 年 11 月 3 日第二回の「江陳会談」では知的財産権保護を優先に次の段階の交渉の議題に取り上げたいとしている。
2. 両国における知的財産権の交流を強化し、台湾企業の知的財産権が合法に保障されるように、海峽兩岸商務協議会は 2008 年 11 月 25 日に中国四川省で開催する「2008 年海峽兩岸商標フォーラム」に台湾の産官学各界の有識者を招いた。会議のなかで、両国の商標法制について意見を取り交わしたほか、台湾經濟部知的財産局は台湾企業の商標が中国で不正登録されていることと商標権保護の実行等について中国側にうまく対処するよう要請した。これを受けて、中国側も商標法第 41 条を改正し、商標の不正登録問題 (横取り) に積極的に取り組んでいきたいとの考えを示している。
3. 両国ともに WTO の加盟国であり、パリ条約及び TRIPS 協定における著名商標 (周知商標) の保護に関する規定を遵守することが義務付けられている。商標実務上の問題を有効に解決し、対中投資の台湾企業の権利と商業上の信用を保護するため、著名商標の保護に関する情報を両国が持続的に交換すれば、商標の不正登録を有効に防ぎ、また模倣行為を抑止することができる。(2009.04)

#### 11 米貿易障害報告書、台湾における知的財産権保護の進展を評価

##### 1 月にスペシャル 301 条項監視対象から指定解除 (2009.04)

米通商代表部 (USTR) は米東部現地時間 3 月 31 日に 2009 年の外国貿易障壁報告 (NTE) を公表した。同報告書は全部で 547 ページからなり、台湾に関する部分の記述は 12 ページで、前向きな表現が多く見られた。

同報告書は米国会が対外貿易政策を制定し、また301条項とスペシャル301条項の監視対象リストを検討する際の参考となる。台湾は去年末に知的財産権に対する保護が持続的に改善されたため、今年1月にスペシャル301条項の監視対象としての指定が解除された。

同報告書は、2008年に台湾のGPA協定（政府調達協定）への適用、また台湾における知的財産権保護が進展していることで今年1月にスペシャル301条項の監視対象から指定解除されたことに言及したが、米の輸入問題、偽薬の氾濫、医薬品及び医療機器等の価格査定、米牛肉の全面輸入、米輸入豚肉にクレンブテロールが残留していないかの検査、インターネット上の著作権侵害及びP2Pソフトによる違法ダウンロード等についてはなお高い関心を示している。

台湾における知的財産権保護に関する記述は主に次のようになっている。

1. 知的財産権保護はなお台米貿易の重要な課題である。台湾は2009年1月16日にスペシャル301条項の監視対象から指定解除されたのは1998年以来のことである。USTRによると、過去8年の間に台湾は知的財産権保護環境作り及び法整備を整え、もはや過去の「海賊天国」(a haven for pirates)という汚名を晴らし、今や研究開発の聖地に変身しつつある。台湾には引き続き知的財産権への保護を強化し、その他の貿易協力面においても同様の進展が得られるよう期待しているという。さらに、報告でも、米側が関心を示し続けてきた三つの議題に触れている。一つは知的財産裁判所の創設である。もう一つは教育部（文部科学省に相当）が積極的に学校内における知的財産権保護に取り組んでいる。また著作権法改正、特にISP法案の立法化も進んでいる。
2. アメリカは引き続き偽薬の氾濫、インターネット上の権利侵害、教科書の違法コピー等を議題に取り上げている。米国際知的財産連盟（IIPA）によれば、同連盟が2007年に台湾での海賊版等権利侵害により受けた損失はおよそ3億2780万ドルという。台湾は中国で作られた模倣品の外国への中継港になっているのではないかと懸念の声が聞かれる。ところが、実際、米税関で押収した台湾からの模倣品は2002年の2,650万ドルから2007年の340万ドルに大幅に減少し、2008会計年度の上半期にはさらに130万ドルに減っている。
3. 商標権侵害に関し、多くのブランド品は中国から台湾に密輸されているといわれる。台湾は中国の二セモノの市場になっているだけでなく、台湾を通じてさらに各国へ輸出されていると権利者はいう。税関と知的財産権保護警察隊はブランド品の二セモノ、特にバッグや衣類への取締りを密に行っているものの、台湾市場から依然にその姿をよく見かける。その原因の一つとして、法執行機関の権利侵害者への処分が軽すぎて威嚇効果が不十分であることが挙げられる。
4. インターネット上の著作権侵害及びピアツーピア、いわゆるP2Pソフトによる違法ダウンロード、そしてネットを通じたコピー商品販売も米側が指摘する最優先課題の一つである。これについて、台湾当局は外国法執行機関との協力を強化するほか、2007年6月に著作権法を改正し、違法にファイルを送る者に科する最高刑を2年に引き上げている。また、インターネットサービスプロバイダー（ISP業者）に通知/除去の措置を講じてもらい、そのサービスを悪用したユーザー（権利侵害者）と連帯責任を負わずに済むというセーフハーバー条項を盛り込んだISP法案も立法院で審議されている（のちに4月21日に法案が成立した）。さらに、台湾教育当局は学校での知的財産権保護を強化するため、引き続き「キャンパスにおける知的財産権保護行動方案」を実施し、校内ネットワークへの管理を強化するほか、検察・調査機関も学校周辺のコピー店で教科書の違法コピーをやっていないか取締りを行っている。
5. 米側の権利者は、台湾の裁判所における知的財産権関係事件処理の手続きは時間がかかり、権利侵害者に対する処罰が軽く、抑止効果が望めないと指摘し、また司法当局は技術的問題が絡む特許訴訟をうまく処理できないとも批判する。このような状況を改善するために、台湾は2008年7月に知的財産裁判所を創設し、裁判官は技術審査官の協力を得て知的財産関係訴訟の処理に当たっている。（2009.04）

## 12 ドミニカ共和国最高裁と協力覚書、司法院 (2009.06)

ドミニカ共和国の最高裁判所の長官、Jorge Antonion Suberolsa 夫妻は6月16日午前、同国駐台大使 Victor Manuel Sánchez Peña 氏、台湾外交部（外務省に相当）次長らとともに、司法院に赴き、頼英照院長と会見し、双方はそれぞれ国を代表して司法協力覚書を締結した。

頼院長は挨拶で、こう述べた。「両国は地理的に遠く離れているし、言葉も文化も、そして風俗習慣も違うが、司法については共同の価値を追求している。それはつまり、より独立した、より公正的な、もっと人民から信頼される司法を。台湾には1700名の裁判官しかおらず、昨年各級裁判所は325万件の案件を受け付けている。人手不足でも、司法院はコンピュータで情報処理をこなし、判決書を全てオンライン化し、だれもがアクセスして検索できるようにしている。」

両国が覚書を締結したのは、司法院とドミニカ共和国の最高裁判所は司法に関する知識及び経験をシェアしたいからである。とくに司法行政と司法人材の養成訓練、資格及び司法職員が法律情報を取得する設備の改善である。経験の交流と活動の共同開催を通じて双方の司法の発展及び制度の現代化の促進が図れるということで、次に掲げる範囲内で交流と協力を強化することで合意した。

1. 司法と行政運営に関する技術協力計画を推進する。
2. 双方が関心のある議題について両国又は多国の会談を行う。
3. 制度、組織と法規の発展に関する専門的な技術諮問と協力を行う。
4. 司法情報及び関連資料を交換し、情報取得及びシステム化がしやすいように専門的な技術諮問及び協力を行う。
5. 司法運営に関する技術革新計画、並びに裁判官の知識を向上させられる領域の調査、出版及び研究を共同で推進する。(2009.06)